

徳島県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年四月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年四月二十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

道路の種類 県道

整理番号	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)									
301	久尾穴喰浦	海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 一四一番一地先まで	旧	一三・三〇～一九・四 七九・六	七九・六									
						海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 八番地先まで	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四						
									海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 海部郡海陽町久保字松本 一四一番五地先から 同 字北田	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四			
												海部郡海陽町久保字松本 一四一番五地先から 同 字北田	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四
		海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 一四一番一地先まで	新	一三・三〇～一九・四 七九・六	七九・六									
						海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 八番地先まで	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四						
									海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 海部郡海陽町久保字松本 一四一番五地先から 同 字北田	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四			
												海部郡海陽町久保字松本 一四〇番八地先から 同 字北田	一五・〇〇～二〇・七 二四七・四	二四七・四